

環循適発第 2409052 号
令和 6 年 9 月 5 日

各都道府県

廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課長
（ 公 印 省 略 ）

令和 10 年度以降に新たに着工する一般廃棄物焼却施設の整備に係る規模の算定基礎となる計画 1 人 1 日平均排出量について（通知）

一般廃棄物行政の推進については、かねてより種々御尽力、御協力いただいているところである。

一般廃棄物処理施設に関しては、平成初期の頃のダイオキシン類対策の際に集中的に更新が行われ、その当時更新した施設が老朽化し更新期を迎えるなど、現在、全国的に更新需要が増大している。これに伴い、地方自治体の一般廃棄物処理施設整備を支援する循環型社会形成推進交付金等の要望額も今後、更なる増加が見込まれている。こうした状況を踏まえ、今後の新たな施設整備にあたっては、ごみ処理量の減少や施設の集約化など将来の見通しに即した施設規模の適正化や、施設規模に応じた施設整備コストの最適化を推進するための中長期を見据えた対策が必要となることから、令和 6 年 3 月 29 日付環循適発第 24032920 号環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知「循環型社会形成推進交付金等に係る施設の整備規模について（通知）」（以下「整備規模通知」という。）の中で、令和 10 年度以降に新たに着工する循環型社会形成推進交付金等の交付対象となる事業について、一般廃棄物焼却施設の整備規模の算定の基本的な考え方を明記したところである。

整備規模通知において計画 1 人 1 日平均排出量に関し、「令和 10 年度以降に新たに着工する事業は計画 1 人 1 日平均排出量について、一定の考え方に基づき上限値を設定する」としていたところ、今般、令和 6 年 8 月 2 日に閣議決定された第五次循環型社会形成推進基本計画を踏まえ、この上限値の設定について定め、以下にその基本的な考え方を記すので、貴管内市町村、一部事務組合、広域連合及び民間事業者（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）に基づき事業を実施する民間事業者）（以下「市町村等」という。）に対して周

知願いたい。

記

令和 10 年度以降に新たに着工する一般廃棄物焼却施設の整備に係る規模の算定基礎となる計画 1 人 1 日平均排出量の上限値の設定について

(1) 計画 1 人 1 日平均排出量について

計画 1 人 1 日平均排出量は、一般廃棄物焼却施設で焼却する可燃物を対象とする。

(2) 計画 1 人 1 日平均排出量の上限値について

令和 6 年 8 月 2 日に閣議決定された第五次循環型社会形成推進基本計画における、「多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現に関する指標」において、1 人 1 日当たりごみ焼却量の令和 12 年度（2030 年度）目標を令和 2 年度（2020 年度）比で 16%減の約 580g としていることを踏まえ、それぞれの市町村等における令和 2 年度（2020 年度）の実績に対して 16%減じた数値と 580g とを比較して大きい方の数値を上限値として設定することとする。

なお、複数の市町村等で施設整備をする場合については、構成市町村の想定人口で加重平均した計画 1 人 1 日平均排出量が対象となる。

(3) 計画 1 人 1 日平均排出量の上限値の適用について

生活系ごみ処理有料化（可燃ごみ処理の有料化）を実施済又は実施予定の場合^{※1}（施設の稼働までに有料化が見込まれる場合に限る）は、（2）で定める上限値を適用しないものとする。また、令和 7 年度（2025 年度）以前において、平成 24 年度（2012 年度）に対して排出量（一般廃棄物焼却施設で焼却する可燃物の総量）又は 1 人 1 日平均排出量を 16%削減している場合についても、（2）で定める上限値を適用しない^{※2}。

※1 複数の市町村等で施設整備をする場合は、構成するすべての市町村等が生活系ごみ処理有料化（可燃ごみ処理有料化）を実施済又は実施予定の場合。

※2 令和 7 年度以前において、平成 24 年度に対して排出量又は 1 人 1 日平均排出量を 16%削減している条件の適用は令和 12 年度（2030 年度）着工までの施設に限るものとする。

(4) 計画 1 人 1 日平均排出量の実績について

整備規模通知において、ごみの計画 1 人 1 日平均排出量は、「当該施設における処理対象となるごみの計画 1 人 1 日平均排出量は、当該施設で処理を対象とするごみにおける、原則直近の 1 人 1 日当たりのごみ排出量の実績を基礎とし」と

されていることを踏まえ、計画 1 人 1 日平均排出量の上限値を算出するための令和 2 年度（2020 年度）の実績については、一般廃棄物処理事業実態調査（令和 2 年度）にて報告のあった処理施設別ごみ搬入量の状況（令和 2 年度実績）の焼却施設における搬入量を計画収集人口で除した数値とする。

https://www.env.go.jp/recycle/waste_tech/ippan/r2/index.html

（５）その他

観光地等で、1 人 1 日平均排出量が増加傾向にあるなど、計画 1 人 1 日平均排出量の上限値を達成することが困難な理由が存在する場合については、例えば排出量の現状及び将来予測や観光客の見通し、ごみ排出削減施策及び施策導入により見込まれる効果などについて、公開情報等をもとに理由書を作成し協議することが可能である。

本通知に定める内容については、ごみ処理を取り巻く社会状況の変化、循環型社会形成推進基本計画及び廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針の改定などを踏まえ、必要に応じて見直しを検討する。

(参考) 計画 1 人 1 日平均排出量の上限值算出に用いる令和 2 年度実績の具体的な算出方法

(1) 以下の HP より市町村集計結果 (ごみ処理状況) をダウンロードする。

https://www.env.go.jp/recycle/waste_tech/ippan/r2/index.html

(2) ダウンロードしたエクセルファイルの「施設区分別搬入量内訳」シートにおける焼却施設の欄の数字を「ごみ処理概要」シートにおける計画収集人口と年間日数で除した数値となる。

(3) 令和 2 年度 (2020 年度) の実績を用いて全国平均を算出すると、約 689 g となる。

$$31,885,761(\text{t}) \times 1,000 \times 1,000 / (365(\text{日}) \times 126,733,121(\text{人})) = 689.3(\text{g}/\text{人} \cdot \text{日})$$

循環型社会形成推進交付金等に係る施設の整備規模について(通知)に係る補足資料 ～算定基礎に係る計画1人1日平均排出量の考え方～(単独市町村での整備の場合)

①自治体毎に計画1人1日平均排出量を設定(全ての自治体で設定が必要)

<考え方>

- ・原則直近の1人1日当たりのごみ排出量の実績を基礎とすること
- ・廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本方針に定める排出削減目標を踏まえること
- ・排出抑制施策及び集団回収等によるごみ減量効果等を的確に見込んで推計すること
- ・計画1人1日平均排出量は一般廃棄物焼却施設で焼却する可燃物が対象となる

②生活系ごみ処理有料化を実施済又は実施予定。または令和7年度以前において、平成24年度に対して排出量(一般廃棄物焼却施設で焼却する可燃物の総量)又は1人1日平均排出量を16%削減を達成している(※1)。

YES

①で設定した計画1人1日平均排出量を算定の基礎として施設規模を算出

NO

①で設定した計画1人1日平均排出量が以下のいずれかに該当(※2)するか
(1) 580g以下である
(2) 2020年度の実績比16%減を達成している。

YES

①で設定した計画1人1日平均排出量を算定の基礎として施設規模を算出

NO

2020年度の実績比16%減(若しくは580g)とした排出量を算定の基礎とした施設規模を循環型社会形成推進交付金等の交付対象の上限とする(※3)。

(※1) 令和7年度以前において、平成24年度に対して排出量又は1人1日平均排出量を16%削減を達成している条件の適用は令和12年度(2030年度)着工までの施設に限る

(※2) 第五次循環型社会形成推進基本計画において1人1日当たりごみ焼却量の令和12年(2030年)度目標を約580g(2020年度実績16%減)としている。

(※3) 単費で上限を超える施設の建設は可

循環型社会形成推進交付金等に係る施設の整備規模について(通知)に係る補足資料 ～算定基礎に係る計画1人1日平均排出量の考え方～(複数市町村での整備の場合)

①自治体毎に計画1人1日平均排出量を設定(全ての自治体で設定が必要)

＜考え方＞

- ・原則直近の1人1日当たりのごみ排出量の実績を基礎とすること
- ・廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本方針に定める排出削減目標を踏まえること
- ・排出抑制施策及び集団回収等によるごみ減量効果等を的確に見込んで推計すること
- ・計画1人1日平均排出量は一般廃棄物焼却施設で焼却する可燃物が対象となる

②構成市町村の想定人口で加重平均した計画1人1日平均排出量を設定

③構成市町村のすべてが、生活系ごみ処理有料化を実施済又は実施予定。または令和7年度以前において、平成24年度に対して排出量(一般廃棄物焼却施設で焼却する可燃物の総量)又は1人1日平均排出量を16%削減を達成している(※1)。

YES

②で設定した計画1人1日平均排出量を算定の基礎として施設規模を算出

NO

②で設定した計画1人1日平均排出量が以下のいずれかに該当(※2)するか
(1) 580g以下である
(2) 2020年度の実績比16%減を達成している。

YES

②で設定した計画1人1日平均排出量を算定の基礎として施設規模を算出

NO

2020年度の実績比16%減(若しくは580g)とした排出量を算定の基礎とした施設規模を循環型社会形成推進交付金等の交付対象の上限とする(※3)。

(※1) 令和7年度以前において、平成24年度に対して排出量又は1人1日平均排出量を16%削減を達成している条件の適用は令和12年度(2030年度)着工までの施設に限る

(※2) 第五次循環型社会形成推進基本計画において1人1日当たりごみ焼却量の令和12年(2030年)度目標を約580g(2020年度実績16%減)としている。

(※3) 単費で上限を超える施設の建設は可